

安曇野市における早期退職に係る募集実施要項

令和2年9月2日

安曇野市長 宮澤 宗弘

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集(市町村職員退職手当条例(昭和37年長野県町村総合事務組合条例第2号)第11条の6第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

安曇野市に勤務するもののうち、一般職の職員で、令和3年3月31日に「勤続20年以上」かつ「55歳から59歳まで」の者。

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 会計年度任用職員
- (2) 臨時的任用職員、任期を定めて任用される職員
- (3) 令和3年3月31日までに定年に達する職員(※退職すべき期日又は退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者)
- (4) 令和2年9月4日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年9月4日から令和2年9月23日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2 募集人数 3名

3 募集の期間(応募受付期間)

令和2年9月4日(金) 8時30分から令和2年9月23日(水) 17時まで

- ※ 応募受付人数の上限(3名)に達した段階で受付を締め切る。
- ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

令和3年3月31日(水)

- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、当該期日を繰り上げ、又は繰り下げる。

5 退職手当の優遇措置（退職手当の基本額に係る特例）

本募集実施要項により退職した場合には、退職手当の算定の基礎となる給料月額が以下のとおり特例による給料月額で計算されます。

○特例給料月額＝（退職日の給料月額）× { 1 + （60歳－退職時年齢）×0.03 }
ただし、定年1年前の者は0.02となります。
※下線部分が特例による適用となります。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛に提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和2年10月14日（水）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は以下のとおり

ア この募集実施要項に適合しない場合

イ 応募後に、懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けた場合

ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

オ 上記アからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が、募集人数に達した場合は募集を締め切る。（「市町村職員退職手当条例第11条の6第11項ただし書に規定する必要な方法」による場合）

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

総務部職員課 担当：洞 武志（内線710-2331）

8 その他事項

(1) 募集は期間中いつでも応募することができ、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げをすることができる。

(2) 認定を受けた応募者が次のいずれかに該当するときは、その認定は効力を失う。

ア 懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき

イ 退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき。

- ウ 募集実施要項に記載された退職すべき期日もしくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（ア、イに掲げるときを除く。）。
 - エ 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - オ 応募を取り下げたとき。
- (3) 令和3年4月（退職の翌月）中に、認定を受けた応募職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項を公表する。